

証券コード 3546
2019年1月29日

株 主 各 位

福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地
ダイユー・リックホールディングス株式会社
代表取締役社長 浅 倉 俊 一

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年2月14日(木曜日)午後6時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年2月15日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 福島県福島市野田町一丁目10-41 ウェディング エルティ 1階「スクエアルーム」
3. 会議の目的事項
決 議 事 項 第 1 号 議 案 株式交換契約承認の件
第 2 号 議 案 定款一部変更の件
第 3 号 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

本総会の招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第17条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.daiyulic-hd.co.jp/>)に掲載しております。

「第1号議案 株式交換契約承認の件」に係る株主総会参考書類の記載事項のうち、株式交換完全子会社である株式会社ホームセンターバローの最終事業年度に係る計算書類等の内容

以 上

株主様におかれましては、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。議決権行使には以下の2つの方法がございます。

株主総会ご出席



議決権行使書

株主総会開催日時

2019年2月15日
午前10時

郵 送



行使期限

2019年2月14日
午後6時15分到着

(1) 株主総会ご出席の際のご留意点

- ▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ▶ 当日の入場は、株主様のみとなります。代理出席の場合は、代理人の方も株主様であることが必要です。代理人として行使する議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出ください。

(2) 不統一行使について

- ▶ 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

(3) インターネットによる開示について

- ▶ 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daiyulic-hd.co.jp/>) に掲載させていただきます。

※ 株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式交換契約承認の件

当社と株式会社ホームセンターバロー（以下、「ホームセンターバロー」といいます。）は、2018年11月8日開催の両社取締役会において、当社を株式交換完全親会社、ホームセンターバローを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約についてご承認をいただきたく存じます。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容等は次のとおりです。

1. 株式交換を行う理由

当社は、営業地盤である東北地方及び中国地方を支える社会的なインフラとして経営基盤を一層強固なものとし、社会への貢献を継続していくために、企業価値を高め、かつお客様に対してホームセンター事業を通じた更なるサービス提供を行うことを目的として、2016年9月1日に株式会社ダイユーエイト及び株式会社リックコーポレーションが経営統合を行うことにより誕生いたしました。当社は、この経営統合によるシナジー効果を創出するために、事業子会社における共同仕入・共同開発、新規事業開発の推進、経営基盤の強化(経営資源や情報、ノウハウの統合・共有化や人材交流等)等を推進し、一定の成果を上げてまいりました。また、上記シナジー効果を最大限享受し、更なる企業価値向上のためには優れたノウハウを有する同業者の結集を図ることが必要不可欠であるとの認識の下、M&Aの推進強化を図っております。その一方で、上記の施策を進める中で、シナジー効果の最大化のためには、更なるコスト競争力の強化、また新規出店の加速による商勢圏の拡大等が不可欠であるとの認識をするに至りました。

また、ホームセンターバローの完全親会社である株式会社バローホールディングス(以下「バローホールディングス」といい、当社と併せて「両社」ということがあります。))は、スーパーマーケット事業、ドラッグストア事業、ホームセンター事業等の多様な業態を展開するとともに、製造から流通・販売までを一貫して担う「製造小売業」を志向するビジネスモデルを構築し、グループの経営資源を組み合わせ

せてシナジーを創出しながら、企業価値の向上に取り組んでまいりました。特に、ホームセンター事業については、出店及び商品構成の改善を進め、グループの安定成長を担う主要事業へと成長させております。もっとも、これまで出店の基軸としてきた大型店の用地確保が困難となる中、ホームセンター事業の更なる成長を実現するためには、有力な同業他社との連携による商品力及びコスト競争力の強化が不可欠であるとの認識を持っておりました。

こうした中、両社が属する日本の流通業界においては、少子高齢化による消費・生産人口の減少、消費者の節約志向・ネットビジネスの成長等に見られる消費者の購買行動の変化、更にはオーバーストア・業態間競争の激化等、過去に経験したことのない変化に直面しており、事業を取り巻く環境は大きく変化しております。

かかる状況及び課題認識を踏まえ、当社及びバローホールディングスは、グループ会社間でのプライベートブランド商品の販売・仕入の取引関係を通じ、両社ともに成長志向を強く有しているとの共通認識を得ていたことから、2018年6月より、流通業界を取り巻く変化に対し、持続的な成長を共に実現するための各種施策について協議を開始するに至りました。そして、当社及びバローホールディングスは、更なる「攻めの経営戦略」を打ち立てていくことが重要であるとの共通認識の下に協議を重ねた結果、業務上の提携関係にとどまらず、本株式交換によって、両社のホームセンター事業の統合を通じた事業規模の拡大を図るとともに、両社の間に強固な資本上の関係を構築し、その上で、両社の強みを持ち寄り、シナジー効果を最大化させることが重要との結論に至り、本株式交換による当社及びバローホールディングスのホームセンター事業の統合(以下、「本事業統合」といいます。)及び両社の間において資本上及び業務上の提携(以下、「本提携」といいます。)を行うことといたしました。

具体的には、本事業統合及び本提携により、以下のようなシナジー効果の創出を想定しております。

① 共同仕入・プライベートブランド商品開発の推進

商品調達においてマスメリットを享受し、売上総利益率の改善を見込むとともに、両社の知見に基づくプライベートブランド商品の開発を通じ、商品の高付加価値化や品質向上を図ってまいります。

② 店舗運営及び販売ノウハウの共有

店舗運営及び販売ノウハウの共有により、販売拡大や店舗オペレーションの効率化を見込んでおります。

③ 物流センターの共同利用

物流センターの共同利用を通じて、現在及び今後必要とされる物流機能・エリアを補完するなど、物流の効率化及びコスト削減を見込んでおります。

④ 資材調達・店舗メンテナンス業務等の効率化

バローホールディングスのグループ企業を活用し、ダイユー・リックホールディングスが資材調達・店舗メンテナンス業務等を内製化することにより、店舗運営に係るコスト削減を見込んでおります。

⑤ M&Aの推進強化

各社の自主性及び自律性が確保できる現在の持株会社体制を維持することにより、より強固なグループ形成を可能としつつ、将来的に優れたノウハウを有する同業者の結集を図るため、今後も更なるM&A戦略を推進してまいります。

⑥ 店舗開発情報の共有と開発コストの削減

出店情報の共有や両社の経営資源を活用した共同出店により、新規出店の加速を図るとともに、店舗開発ノウハウの共有により開発に係るコスト削減を見込んでおります。

⑦ 経営基盤の強化

両社の経営資源や情報・ノウハウの共有、人財交流等により競争力を高め、安定的・持続的な企業成長を実現するための経営基盤の構築を図ります。

当社及びバローホールディングスは、このような理念の下、対等の精神に則り、両社の自主・自律性を尊重しつつ、様々な施策に取り組み、価値ある商品をお客様に提供し続けることで、持続的成長と企業価値の更なる向上を目指してまいります。

2. 本株式交換契約の内容

当社が、ホームセンターバローとの間で2018年11月8日に締結した本株式交換契約の内容は次のとおりであります。

株式交換契約書(写)

ダイユー・リックホールディングス株式会社(以下「甲」という。)と株式会社ホームセンターバロー(以下「乙」という。)は、2018年11月8日(以下「本契約締結日」という。)、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(本株式交換)

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条(株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所)

本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社

商号：ダイユー・リックホールディングス株式会社

住所：福島市太平寺字堰ノ上58番地

(2) 株式交換完全子会社

商号：株式会社ホームセンターバロー

住所：岐阜県多治見市大針町661番地の1

第3条(本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における乙の株主(以下「対象株主」という。)に対し、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に7,488.557を乗じて得た数の甲の普通株式を新株発行の方法により交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式7,488.557株の割合(以下「本株式交換比率」という。)をもって、甲の普通株式を新株発

行の方法により割り当てる。

3. 甲が前二項に従って対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理する。

第4条(甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 資本金の額 | 0円 |
| (2) 資本準備金の額 | 会社計算規則第39条の規定に従って別途甲が定める額 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円 |

第5条(本効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、2019年4月1日とする。但し、本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条(株主総会の承認)

甲及び乙は、それぞれ本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の承認(会社法第319条第1項により、株主総会の決議があつたものとみなされる場合を含む。)を受けるものとする。

第7条(会社財産の管理等)

1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、通常の業務の範囲内で、企業価値を向上すべく、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして、企業価値を向上すべく、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自ら又はその子会社をして、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行い又は行わせる場合は、事前に、相手方当事者と協議し、甲乙間で合意の上これ

を行うものとする。

第8条(剰余金の配当)

1. 甲及び乙は、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。
2. 前項にかかわらず、甲は、2019年2月末日を基準日とする期末配当(1株当たり上限15円とする。)を行うことができるものとする。
3. 第1項にかかわらず、乙は、2019年3月末日を基準日とする期末配当(1株当たり120,000円とする。)を行うことができるものとする。

第9条(議決権の付与)

甲は、本効力発生日までに、本株式交換に際して甲の普通株式の割当交付を受けた乙の普通株主に対し、会社法第124条第4項に基づき、本株式交換の効力発生を条件として、当該割当交付を受ける甲の普通株式に関し、甲の2019年5月開催予定の2019年2月期に係る定時株主総会における議決権を付与する旨の取締役会決議を行う。

第10条(条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結日から本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じ又は判明した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙で協議し合意の上、本効力発生日その他の本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条(本契約の効力)

本契約は、(i)甲又は乙において、本効力発生日の前日までに第6条に定める株主総会の承認が得られなかった場合、(ii)本株式交換の実行に際して効力発生前に法令上必要となる関係官庁等の承認等が得られなかった場合(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づき甲又は対象株主によって本株式交換に関して行われる届出に係る待機期間が本効力発生日の前日

までに終了しない場合及び公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられた場合を含むが、これらに限られない。)、又は(iii)前条に従い本契約が解除された場合は、その効力を失う。

第12条(管轄裁判所)

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条(協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲及び乙は、協議し合意の上、これを定める。

(以下、余白)

以上の合意を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

2018年11月8日

甲： 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地
ダイユー・リックホールディングス株式会社
代表取締役社長 浅倉 俊一 ㊞

乙： 岐阜県多治見市大針町661番地の1
株式会社ホームセンターバロー
代表取締役社長 和賀登 盛作 ㊞

3. 会社法施行規則第193条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	ホームセンターバロー (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	7,488.557
本株式交換により交付する株式数	普通株式：14,977,114株(予定)	

(注1) 本株式交換に係る割当比率

ホームセンターバローの普通株式1株に対して、当社の普通株式(以下、「当社株式」といいます。)7,488.557株を割当て交付いたします。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率(以下、「本株式交換比率」といいます。)は、本株式交換契約に従い、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、当社とホームセンターバローとの間で協議の上、変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、当社株式14,977,114株を、本株式交換により当社がホームセンターバローの発行済株式の全てを取得する時点の直前時のホームセンターバローの株主であるバローホールディングスに対して割当て交付する予定であり、交付するに際し、新たに普通株式を発行する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。当社の単元未満株式を保有する株主の皆様につきましては、取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできませんが、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することが可能です。詳細は当社の株主名簿管理人(みずほ信託銀行株式会社証券代行部)もしくは取引証券会社(保管振替制度をご利用の場合)へお問い合わせください。また、単元未満株式の買い増し制度は実施しておりません。

② 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(ア) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

当社及びバローホールディングスは、上記 3. (1)①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定にあたり、当社は、大和証券株式会社(以下、「大和証券」といいます。)を、バローホールディングスは、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社(以下、「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー」といいます。)を、両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

また、当社は、法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、同事務所より、本提携の諸手続について、法的助言を受けております。

一方、バローホールディングスは、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定し、同事務所より、本提携の諸手続について、法的助言を受けております。

当社は、大和証券から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言、アンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言、並びに同社及びそのアドバイザーがホームセンターバローに対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、当社の株価動向等を勘案し、慎重に交渉・協議を重ねました。当社は、両社の財務状況、業績動向、株価動向等の総合的な考慮に加え、大和証券の算定した株式交換比率のレンジの範囲内にあることから、上記 3. (1)①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率が妥当であり、当社の株主の皆様利益に資するものであるとの判断に至りました。

バローホールディングスは、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、並びに同社及びそのアドバイザーが当社に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に交渉・協議を重ねました。その結果、バローホールディングスは、本株式交換比率は下記(ウ)「算定の概要」に記載のとおり、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから提出を受けた株式交換比率の算定結果のうち、各算定方法の算定レンジの範囲内にあること、また、上記 3. (1)①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載のシナジー効果の創出を想定していることから、バローホールディングスの株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことは妥当であると判断いたしました。

このように、当社及びバローホールディングスは、それぞれ、第三者算定機関から提出を受けた株

式交換比率の算定結果、法律事務所から受けた法的助言及び相手方に実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また、各社において両社の財務状況、業績動向、当社の株価動向等を勘案し、慎重に交渉・協議を重ねました。その結果、両社は、それぞれ上記3. (1)①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率が妥当であり、両社の株主の皆様の利益に資するものとの判断にそれぞれ至ったため、2018年11月8日に開催された両社の取締役会において本提携契約の締結について決議の上、両社の間において本提携契約を締結し、また、当社及びホームセンターバローの間において本株式交換契約を締結いたしました。

なお、当社及びバローホールディングスは、それぞれの第三者算定機関から本株式交換比率の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

また、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、当社とホームセンターバローとの間で協議の上、変更されることがあります。

(イ) 算定機関との関係

大和証券及びデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、いずれも当社、バローホールディングス及びホームセンターバローから独立した算定機関であり、当社、バローホールディングス及びホームセンターバローの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(ウ) 算定の概要

大和証券は、当社及びホームセンターバローについて、両社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による両社普通株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は以下のとおりです。

算定方法		株式交換比率の算定結果
ダイユー・リック ホールディングス	ホームセンターバロー	
類似会社比較法	類似会社比較法	6,397～12,942
DCF法	DCF法	5,345～8,576

大和証券は、株式交換比率の算定に際して、当社及びホームセンターバローから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券の株式交換比率の算定は、2018年11月7日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、大和証券が、DCF法による算定の前提とした当社の事業計画については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、株式会社ダイユーエイトと株式会社リックコーポレーションによる経営統合効果の顕在化により、2020年2月期の営業利益を、前事業年度と比較して、34%の増益と見込んでおります。一方、大和証券が、DCF法による算定の前提としたホームセンターバローの事業計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、両社の事業計画は、本事業統合（本株式交換）及び本提携の実施を前提としておりません。

一方、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、当社については、当社の普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場されており、市場株価が存在することから市場株価法（2018年11月7日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日の株価終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値）を、また、同社には比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それらに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行

いました。

ホームセンターバローについては、非上場会社であるものの、同社には比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は以下のとおりです。

算定方法		株式交換比率の算定結果
ダイユー・リック ホールディングス	ホームセンターバロー	
市場株価法	類似会社比較法	6,998～9,895
類似会社比較法	類似会社比較法	7,141～16,680
DCF法	DCF法	7,015～12,205

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、上記株式交換比率の算定に際して、当社及びホームセンターバローから提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社の関係会社及びホームセンターバローの資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は算定の依頼も行っておりません。加えて、算定において参照した当社及びホームセンターバローの事業計画に関する情報については、当社及びホームセンターバローの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーの株式交換比率の算定は、2018年11月7日現在までの情報及び経済情勢を反映したものであります。

なお、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーがDCF法による算定の前提とした当社の事業計画については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、株式会社ダイユーエイトと株式会社リックコーポレーションによる経営統合効果の顕在化により、

2020年2月期の営業利益を、前事業年度と比較して、34%の増益と見込んでおります。一方、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーがDCF法による算定の前提としたホームセンターバローの事業計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、両社の事業計画は、本事業統合(本株式交換)及び本提携の実施を前提としておりません。

(2) 株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額に関する定め相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。

- | | |
|-----------|----------------------------|
| ① 資本金の額 | 0円 |
| ② 資本準備金の額 | 会社計算規則第39条の規定に従って別途当社が定める額 |
| ③ 利益準備金の額 | 0円 |

上記の資本金及び準備金の額は、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えています。

(3) ホームセンターバローの最終事業年度に係る計算書類等の内容

ホームセンターバローの最終事業年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）に係る計算書類等の内容は、当社は法令及び定款第17条の規定により、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daiyulic-hd.co.jp/>)に掲載しておりますので、株主総会参考書類には掲載しておりません。

(4) ホームセンターバローの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(5) 株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

- | |
|--------------|
| ① 当社 |
| 該当事項はありません。 |
| ② ホームセンターバロー |
| 該当事項はありません。 |

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 商号変更

第1号議案が原案どおりに承認可決され、本株式交換の効力が発生した場合には、当社は、本株式交換によりホームセンターバローが当社の子会社となることを契機に、当社グループ会社の関係をより強固なものにし、さらなるグループの拡大を図るために、「同盟、連合」を意味する「Alleanza」を新商号とする商号の変更を行うものであります。

(2) 取締役の員数の変更

同様に本株式交換の効力が発生した場合、経営体制の一層の強化を図るため、取締役の員数を1名増員し16名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日である2019年4月1日（予定）に効力が発生するものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>ダイユー・リックホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>DAIYU・LIC HOLDINGS CO., LTD.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>アレンザホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Alleanza Holdings Co., Ltd.</u> と表示する。
(員数) 第20条 当社の取締役は <u>15</u> 名以内とする。	(員数) 第20条 当社の取締役は <u>16</u> 名以内とする。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

第1号議案が原案どおりに承認可決され、本株式交換の効力が発生した場合、経営体制の一層の強化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、本臨時株主総会において第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日である2019年4月1日（予定）に効力が発生するものとします。

なお、本議案について、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	タシロ マサミ 田代 正美 (1947年6月9日生)	1977年4月 株式会社バロー(現 株式会社バローホールディングス)入社 1979年11月 同社取締役 1984年11月 同社常務取締役 1990年10月 同社専務取締役 1994年6月 同社代表取締役社長 2015年4月 同社代表取締役会長兼社長(現任)	一株
2	ワガト モリサク 和賀登 盛作 (1959年5月4日生)	1983年12月 株式会社富士屋入社 2000年1月 株式会社バローHC商品部長 2004年7月 同社HC営業部長 2011年6月 同社取締役(現任) 2014年1月 同社HC営業部長 2015年6月 株式会社ホームセンターバロー代表取締役社長(現任)	一株
3	アオキ マサキ 青木 正樹 (1964年3月2日生)	1986年4月 株式会社富士屋入社 2006年1月 株式会社バローHC事業部商品次長 2012年5月 同社HC小牧岩崎店店長 2014年1月 同社HC稲沢平和店店長(現任) 2017年4月 株式会社ホームセンターバロー取締役(現任)	一株
4	ヤスエ タカユキ 安江 孝幸 (1974年3月24日生)	1997年4月 株式会社バロー入社 1999年9月 同社ネットスーパー 2001年9月 同社HC商品部バイヤー 2015年6月 株式会社ホームセンターバロー商品統括部部長(現任)	一株

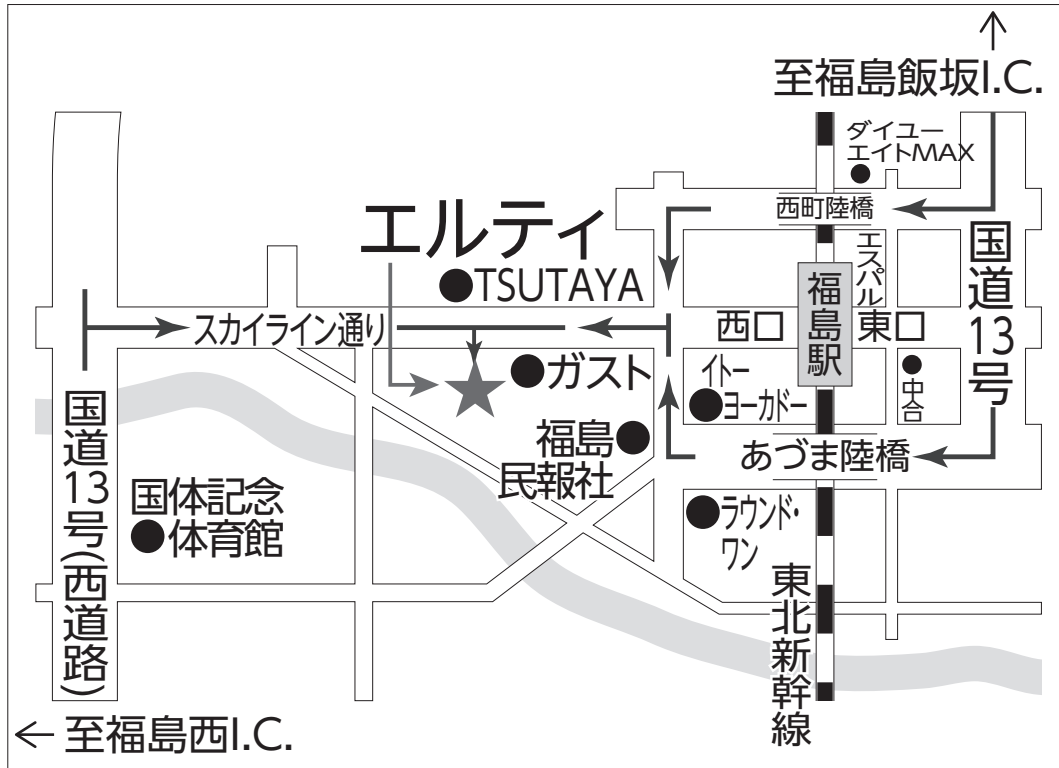
(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 上記取締役候補者の所有する当社株式の数は、2018年12月31日現在のものです。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

会場ご案内図

ウェディング エルティ 1階「スクエアルーム」
福島県福島市野田町一丁目10-41 電話 024-535-6188



● Access ●

- 福島駅西口より、徒歩10分、車で1分
- 福島西インターより車で10分、福島飯坂インターより車で15分

※ 駐車スペースに限りがありますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

ダイユー・リックホールディングス株式会社

〒960-8151 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地
TEL : 024-563-6818 FAX : 024-563-6571
<http://www.daiyulic-hd.co.jp/>

UD FONT



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

環境に配慮した植物油インキを
使用しています。